

旭市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成23年12月8日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 嶋田茂樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成23年度定期監査

措置を講じた部署	子育て支援課	
監査結果提出日	平成23年11月10日	
措置通知日	平成23年11月30日	
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容	
<p>(1) 旭市公立保育所再編構想」を策定し、今後、公立保育所の再編をすすめていくにあたり、保育所ごとの管理的経費の収支を把握することによって、経営状況を適正に判断でき、今後の検討資料ともなるので、保育所ごとの収支計算書の作成を要望する。</p> <p>また、本年は14保育所のうち5保育所を抽出し、備品管理状況調査を行った結果、備品台帳への記載漏れ等が見受けられた。今後は財務規則に基づき、備品台帳等の適正な管理に努められたい。</p>	<p>(1) 保育所ごとの管理的経費の収支については、適正な経営状況を把握するため、今後、早急に収支計算書を作成し、経費節減及び再編構想の検討資料とし、効率的な運営を遂行してまいります。</p> <p>また、備品台帳の整理については、平成23年11月19日の所長会議において、記載漏れのないよう財務規則に基づき、適正な管理をするよう改善を指示しました。</p>	

旭市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成24年1月23日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 嶋田茂樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成23年度定期監査

措置を講じた部署	総合病院国保旭中央病院
監査結果提出日	平成23年12月12日
措置通知日	平成23年12月22日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
<p>(1) 契約事務においては、設計関係書類及び工事契約履行保証について不備があったので、今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>(1) 契約事務における、設計関係書類の不備につきましては、既に書類の整備をしたところです。</p> <p>工事契約保証の免除につきましては、当該業者が、旭市病院事業会計規程第111条第1項第5号の免除規定に該当すると誤認したためであり、当該業者から契約保証として、工事契約履行保証証券の提出を受けました。</p> <p>今後とも、適正な契約事務の執行に努めてまいります。</p>

旭市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成24年2月8日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 嶋田茂樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成23年度定期監査

措置を講じた部署	庶務課
監査結果提出日	平成24年1月11日
措置通知日	平成24年1月12日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
<p>(1) 本年は、小中学校20校のうち小学校5校、中学校2校を抽出し、備品管理状況調査を行った。現在、備品台帳については、担当課で作成した様式を使用しているが、財務規則で規定した様式を基に学校にあった備品台帳の作成をお願いしたい。</p> <p>また、備品台帳の記載もれや物品の受入れ・廃棄処分の事務手続きに誤りが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(1) 現在の学校備品台帳作成に当たっては、財政課において財務規則で定められた第165号様式を作成するに当たり、その分類区分の一覧表作成が未完成のため、完成後に移行可能となるよう教育委員会単独で任意にデータ管理するようにとの指示により作成したものです。</p> <p>学校における備品管理事務は、台帳作成時に複数回の事務担当者説明会を開催するとともに、年度ごとに庶務課保管の納品書により台帳の点検を実施することとし、平成22年度分についてもその確認をしたところであります。</p> <p>また、毎年度当初の学校配当予算事務説明会（教頭・事務職員出席）においても繰り返しその事務処理について説明するとともに、年度中における事務処理に対しての疑問発生時には共通認識を目途として、その都度文書にて全校へ連絡・勧告を行っておりますが、更なる理解を求め、その適正な処理に努めてまいります。</p>

旭市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成24年2月8日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 嶋田茂樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成23年度定期監査

措置を講じた部署	学校教育課
監査結果提出日	平成24年1月11日
措置通知日	平成24年1月12日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
<p>(1) 本年は、小中学校20校のうち小学校5校、中学校2校を抽出し、備品管理状況調査を行った。現在、備品台帳については、担当課で作成した様式を使用しているが、財務規則で規定した様式を基に学校にあった備品台帳の作成をお願いしたい。</p> <p>また、備品台帳の記載もれや物品の受入れ・廃棄処分の事務手続きに誤りが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(1) 現在の学校備品台帳作成に当たっては、財政課において財務規則で定められた第165号様式を作成するに当たり、その分類区分の一覧表作成が未完成のため、完成後に移行可能となるよう教育委員会単独で任意にデータ管理するようにとの指示により、庶務課が作成したものを利用しております。</p> <p>学校における備品管理事務は、台帳作成時に複数回の事務担当者説明会を開催するとともに、年度ごとに学校教育課保管の納品書により台帳の点検を実施することとし、平成22年度分についても庶務課同様その確認をしたところであります。</p> <p>また、毎年度当初の学校配当予算事務説明会（教頭・事務職員出席）においても繰り返しその事務処理について説明するとともに、年度中における事務処理に対しての疑問発生時には共通認識を目途として、その都度文書にて全校へ連絡・勧告を行っておりますが、更なる理解を求め、その適正な処理に努めてまいります。</p>

旭市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成24年2月27日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 嶋田茂樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成23年度定期監査

措置を講じた部署	税務課
監査結果提出日	平成24年 2月10日
措置通知日	平成24年 2月22日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
<p>(1) 電子申告（eLTAX）については、納税者の利便性の向上及び税務事務の効率化等の観点から、電子申告受付サービスの早期導入という国の方針があり、近隣市ではすでに導入されており、本市においても早急な導入に努められたい。</p>	<p>(1) 電子申告（eLTAX）のうち、確定申告国税連携については、平成23年度から実施しており、その他の項目である給与支払報告書、法人市民税等については、当初平成25年度から実施予定でしたが、1年間前倒しし、平成24年度から行うべく予算化をしました。</p> <p>実施時期については、地方税電子化協議会との手続きの関係から11月を予定しております。</p>